

広島市規則第 78 号

令和 8 年 9 月 28 日

広島市消防団員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防団員被服等貸与規則の一部を改正する規則

広島市消防団員被服等貸与規則（昭和 42 年広島市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表応急手当指導用ポロシャツの項を削り、同表備考の 1 を次のように改める。

- 1 この表に掲げる被服のうち冬服、夏服、制帽、夏帽、短靴又はネクタイを貸与する団員は、消防局長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。